

CIRJE-J-10

**復興期における引揚企業団体の活動
— 戦前期海外進出企業の国内経済復帰過程 —**

宣 在 源

東京大学大学院経済学研究科

1999年3月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

The Industrial Association for Returnees in Post-War Japan

Jae-Won SUN

In Japan during the post-war reconstruction period, various economic entities adjusted to the new socio-economic system in order to attain their objectives. Among these enterprises was the Industrial Association for Returnees.

A literature survey has thus failed to reveal any prior research on the Industrial Association for Returnees, but has turned up a handful of works on returnees in general. Previous research on returnees has focused on the process of their return to Japan, while how they were re-integrated as active members of society after their return has been assumed to be "problem free". Due to their experience of having lived and worked overseas in the prewar Empire, the returnees constituted a very different social group from those who had stayed within the home islands. This naturally begs the question, was such a distinct social group such as the returnees integrated into the postwar society without any difficulties? This paper deals with the Industrial Association for Returnees as one of part of a larger effort to analyze the re-integration of returnees into domestic post-war Japanese society, activities and perceptions.

The Industrial Association for Returnees represented a group of companies which had a very different management base than domestic or home islands-based companies in that they had been active overseas, and had lost most of their assets at the end of the war. The organization stressed that by using overseas assets as war reparation payments, the government was unfairly burdening their member firms with the price for war, while protecting domestic firms. The association demanded that the government provide rehabilitation support based on the calculated compensation.

However the organization ultimately had no choice but to accept the government position. The government, which recognized informally that the distribution of the price of war compensation was unequal, publicly adhered to the position outlined by the GHQ that due to shortage of resources, no relief measures for the returnees enterprises could be implemented. In other words, individual returnee enterprises did not receive public recognition that they were unfairly burdened with war compensation in comparison with domestic firms. It was precisely because the Industrial Association for Returnees abandoned the position that they were different from domestic firms that they were able to restart business operations.

復興期における引揚企業団体の活動

—戦前期海外進出企業の国内経済復帰過程—

宣 在 源

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 組織の構成と活動の目的 | 1 |
| 1 全体の構成と各部会 | 1 |
| 2 海外事業戦後対策中央協議会 | 3 |
| II 「海外事業の平和的性格並に活動状況調査」 | 4 |
| 1 敗戦時の在外財産 | 4 |
| 2 海外企業活動の性格 | 5 |
| III 在外財産補償の要求 | 6 |
| 1 陳情の準備と補償委員会の設置 | 6 |
| 2 補償の陳情とその根拠としての「不公平」 | 8 |
| 3 「補償」に基づく「海外事業の更生転換」の要求 | 13 |
| 4 更生事業推進中央会と更生事業対策協議会の設立 | 14 |
| IV 海外再進出の構想 | 15 |
| おわりに | 16 |

はじめに

日本における復興期は、各経済主体が敗戦後形成されていった新たな社会経済的秩序に対応しつつ各自の目的を実現していった時期であった。その経済主体のなかの一つが、引揚企業団体であった¹。

復興期における各引揚企業の代表であった引揚企業団体に関する従来の研究は、筆者が調べた限りなかったが、引揚者に関する研究は少数ではあるが存在する。引揚者に関する従来の研究は、日本国外から国内へ引き揚げる過程に主な関心が置かれており²、彼らの国内に復帰する過程については、「円滑に適応」したとしている³。戦前海外で活動したという意味で国内の人々にとっては異質な集団であった彼らが、従来の研究が述べているように国内に円滑に適応したのであろうか。本稿の課題は、このような戦前海外で活動していた企業や個人の国内への復帰という「引揚問題」に関する研究の第一歩として企業に焦点を当てて、復興期における引揚企業団体の行動様式とその行動の根拠となっていた意識を分析し、引揚企業が敗戦後国内の経済活動へ復帰する過程を明らかにすることである。

I 組織の構成と活動の目的

1 全体の構成と各部会

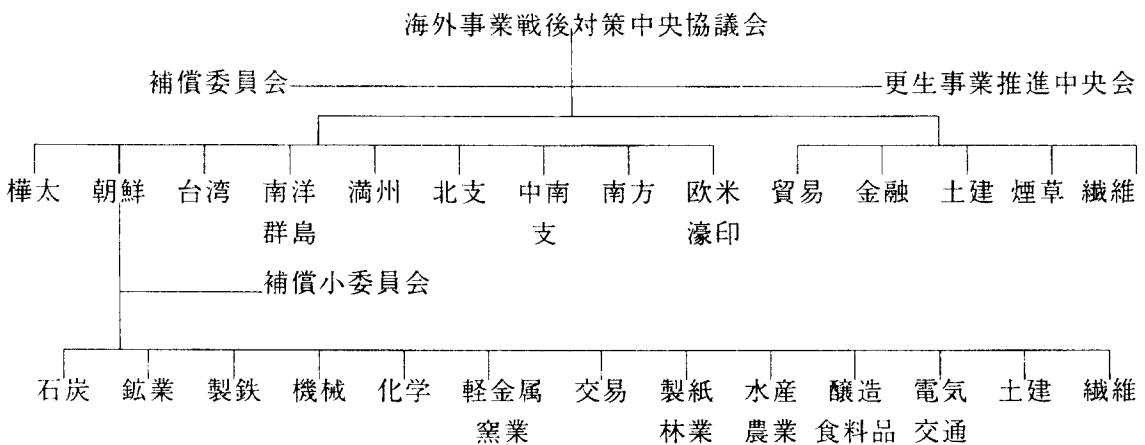
本稿では、主に引揚企業団体の中央組織である「海外事業戦後対策中央協議会」の活動について考察することとするが、その組織は<図1>のように構成されていた。

¹ 引揚者団体の全国的組織としては、引揚者団体全国連合会(全連)と在外同胞帰還促進全国協議会(全協)とがあった(引揚援護庁編[1950]『引揚援護の記録』引揚援護庁、98-104頁)。

² 森田芳夫[1964]『朝鮮終戦の記録』巖南堂書店、若槻泰雄[1995]『新版 戦後引揚げの記録』時事通信社。

³ 若槻泰雄[1995]、注2前掲書、249-307頁。

<図1> 引揚企業団体の組織構成



出所：海外事業戦後対策中央協議会と朝鮮事業者会の関連資料より作成。

同組織は、補償委員会と更生事業推進中央会を付設機構とし、地域別、産業別部会で構成されていた。地域別部会の一つである朝鮮事業者会は、「朝鮮ニ於ケル邦人事業経営者ヲ会員」として1945年11月1日に設立された。同会は産業別部会¹で構成され、その活動の目的は、「朝鮮ニ於ケル事業経営者及従業員ノ保護並救出」と、彼らの「財産ノ管理並補償ニ関スル必要ナル措置」をとることであり、また「朝鮮ニ関スル諸情報ノ蒐集及会員ヘノ報告」をすることであった。同会は、理事長と事務理事各1名、理事若干名の役員を置いた。理事は理事会を組織し、そこで活動目的の遂行に必要な重要事項について審議した。同会は、入会金と会費で運営していたが、払込資本金及び積立金の合計を基準とし4つにわけて入会金と会費の額を決めていた。すなわち、払込資本金及び積立金の合計が1億円以上の法人の入会金と毎月の会費はそれぞれ10,000円と200円、5千万円以上1億円未満の

¹ 各部会における理事会社は、石炭(朝鮮有煙炭、朝鮮無煙炭、朝鮮煙炭)、鉱業(日本鉱業、三成鉱山、茂山鉄鋼開発)、製鐵(日本製鐵、日本高周波)、機械(朝鮮機械)、化学(三菱化成)、軽金属窯業(朝鮮電工)、交易(三井物産)、製紙林業(王子製紙、三井農林、北鮮合同木材)、釀造食料品(朝鮮麦酒)、纖維(鐘淵工業、大和工業、帝国纖維、朝鮮毛織)であり、水産農業、電気交通、土建部会は確認できなかった(朝鮮事業者会『会報』<以下、『会報』と略す>第4号、1946年4月15日)。

法人は5,000円と100円、5百万円以上5千万円未満の法人は1,000円と50円、5百万円以下の法人は500円と10円であったのである⁵。

2 海外事業戦後対策中央協議会

引揚企業団体の中央組織である海外事業戦後対策中央協議会は、「在内支店等の代表者又は責任者」を会員として、1945年11月30日に設立された。中央協議会の活動の目的は、「外国に本店を有する商社(以下在外商社という)の接收せられたる在外財産⁶に就ての善後措置及びそれら商社の本邦内に在る支店、出張所等(以下在内支店等という)の保有する財産の管理及び保全に関する事務を共同して処理する」ことであった。同会の主たる業務は、「在外財産の補償要請」、「在外商社の状態の調査及び其の本邦内に有する資産の調査」であった。同会の運営は、会員その他の寄付金及び同会の活動の目的を達成するために交付された政府の補助金で行っていた。また同会は、会長1名及び理事若干名の役員を置いた。会長及び理事は役員会を組織し、そこで同会の運営に関して重要事項を決議した⁷。以上のように中央協議会は、在外財産に対して補償の要求をするという地域別部会の一つである朝鮮事業者会と同様の活動目的を有していた。しかし同中央協議会は、朝鮮事業者会が朝鮮で活動した経営者と従業員全体を会員として入会金と会費で運営していたこととは異なり、戦前海外に本店があった会社の国内支店の代表者または責任者を会員とし

⁵ 『朝鮮事業者会会則及び入会依頼状』1946年。

⁶ 連合国の共同宣言であるカイロ宣言、ポツダム宣言をふまえたものであり、降伏後の日本に対する全般的政策の指針であった「降伏後における米国の初期の対日方針」(1945年9月22日)における日本の在外財産の処理方法は、「日本國ノ侵略ニ対スル賠償」として「日本國ノ保有スペキ領域外ニ在ル日本國財産ヲ関係連合国当局ノ決定ニ従ヒ引渡スコト」とした(外務省特別資料部編[1949]『日本占領及び管理重要文書集』第1巻、基本篇<日本図書センター[1989]『日本占領重要文書』第1巻、基本篇、に収録>、106頁、大蔵省財政史室編[1984]『昭和財政史—終戦から講和まで—』第1巻(総説、賠償・終戦処理)、東洋経済新報社、94-9頁)。

⁷ 海外事業戦後対策中央協議会『理事会要録』(以下、『要録』と略す)第23-2号、1948年1月30日。

て会員の寄付金と政府の補助金で運営していた。

II 「海外事業の平和的性格並に活動状況調査」

1 敗戦時の在外財産

海外事業戦後対策中央協議会がどのような活動を行っていたのかについて考察する前に、第二次大戦直後における在外財産の状況についてふれておきたい(表1)。

<表1> 敗戦時の在外財産(単位：百万円、%)

| | 総額 | 政府資産 | 民間企業資産 | 民間企業資産産業別内訳 | | | | | | |
|-------|----------------|--------|---------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|
| | | | | 農林 | 鉱業 | 工業 | 交通 | 金融 | 公益 | 商業他 |
| 満州 | 131,192(36.9) | 2,761 | 128,431 | 4,139 | 24,103 | 35,758 | 42,545 | 2,914 | 5,466 | 17,570 |
| 朝鮮 | 70,739(19.9) | 19,265 | 51,524 | 4,696 | 8,847 | 26,743 | 2,612 | 696 | 10,585 | 1,715 |
| 華北 | 55,326(15.6) | — | 55,326 | 2,618 | 4,944 | 19,623 | 15,687 | 166 | 3,937 | 8,630 |
| 台灣 | 34,774(9.8) | 8,890 | 25,844 | 2,149 | 1,467 | 14,531 | 409 | 88 | 4,766 | 3,077 |
| 華中・華南 | 32,860(9.3) | 117 | 32,743 | 335 | 2,448 | 11,663 | 9,158 | 875 | 540 | 8,376 |
| 南方 | 17,182(4.8) | — | 17,182 | 2,924 | 2,925 | 5,682 | 803 | 10 | 501 | 4,722 |
| 樺太 | 9,356(2.6) | 3,786 | 5,570 | 266 | 1,920 | 3,380 | 140 | 3 | 125 | 79 |
| 南洋群島 | 768(0.2) | 267 | 501 | 125 | 162 | 336 | 2 | 3 | 12 | 7 |
| 欧米その他 | 2,973(0.8) | — | 2,973 | 622 | 6 | 24 | 40 | 941 | — | 1,612 |
| 合 計 | 355,220(100.0) | 35,086 | 320,134 | 17,944 (5.4) | 46,823 (14.1) | 117,742 (35.5) | 71,397 (21.5) | 5,696 (1.7) | 25,932 (7.8) | 45,788 (13.8) |

出所：金子文夫[1994]「植民地・占領地支配」大石嘉一郎編『日本帝国主義史3 第二次大戦期』東京大学出版会、430頁。

ここで在外財産とは、敗戦後に日本政府及び法人を含む日本人が海外で所有していた資産を指している⁸。在外財産の割合が一番高い地域は「満州」で、つぎが朝鮮、そして華北、

⁸ 在外財産についての具体的な内容は、1945年10月の司令部覚書「外国為替資産および関係事項の報告」(S C A P I N 96)に基づく「在外財産等の報告に関する件」(1945年11月大蔵省令第95号)における規定によれば、「外国ニ在ル一切ノ財産」、「外国居住者ノ負担トナル一切ノ債権、請求権、銀行預金其ノ他ノ預金又ハ信用取引」、「外国ニ在ル事業、営業又ハ此等ノモノニ対スル出資」、「一切ノ外国居住者ニ依リ発行セラレ又ハ其ノ者ノ債務トナルベキ一切ノ有価証券、小切手、諸手形、受領証、保険証券其ノ他所有権又ハ債

台湾の順であった。政府資産と民間企業資産の構成をみると、後者が高い割合を占めており、民間企業資産を産業別にみると、鉱工業、交通部門が高い割合を占めていた。

2 海外企業活動の性格

中央協議会は最初の活動として、政府に在外財産の補償を要求するさいの交渉資料として使用するために、戦前の海外事業が平和的な性格であったことを立証する調査を行った。同中央協議会は、「過去数十年ノ久シキニ亘リ□□辛苦開拓ニ建設ニ努メタル治水、発電、植林、採掘、運輸等ノ産業面又ハ交易、金融等ノ経済面ニ投ジタル数千億円ニ達スル諸施設其他有形無形ノ努力ノ結晶ハ敗戦ノ結果拳ゲテ連合国ニ対スル賠償ニ供セラレムトスルハ已ムヲ得ザル処」であると述べたうえ、しかし、「吾等亦日本ノ為有効ニ役立チ得ルナラバ本懐トスル次第ナルモ今日迄ノ諸情勢ヨリ判断スルニ之等海外事業カ戦時中軍部ニヨリ利用セラレタル事実ノミヲ以テ□□スルハ其發展動機カ頃初(ママ)ヨリ軍事侵略ヲ意図セルモノノ如ク曲解セラレ為メニ賠償資産ノ国家補償ニ関連シ内外ノ理解ト同情ヲ失ヒタル事頗ル遺憾トスル所」であるとしており、日本国内外において海外事業の活動を軍事侵略の一環として行われたものと評価されている状況について遺憾の考えを表している。こうした状況について同会は、「地域的或ハ事業ノ性質上然ク指摘サル、トモ不得已場合モアルベキカ吾等發展ノ動機ハ然ラズ、飽ク迄共存共榮ノ精神ヲ基盤トシテ發足育成セラレタルモノニシテ多年ニ亘リ相手國並ニ住民ノ經濟□□、民生向上ニ貢献セルコト個々ノ具体的な事例カ能ク之ヲ立証スルヲ以テ此際公正ナル認識ヲ得ル為メ右ニ該当スル適切ナル実例ノ報告ヲ求メ中央協議会ニ於テ取纏メノ上外務、大蔵其他關係當局ニ提出シ交渉資料トシテ有効ニ活用セラレム事ヲ期スル」(傍点は引用者、以下同様)ために調査を行うことを明らかにしている。また同会は、「各報告ヲ綜合蒐録シ学者⁹、有識者ノ批判、検討ニモ俟

務ヲ証スル証書」、「一切外国ノ著作権、特許権、商標権及此等ノモノニ關スル一切ノ契約書又ハ許可書」、「日本銀行券、貨幣(金貨ヲ除ク)、政府ノ發行スル小額紙幣、臨時補助通貨及B号円表示補助通貨以外ノ一切ノ通貨」、「其ノ他前各号ニ準ズルモノ」であった(大蔵省財政史室編[1984]、注6前掲書、539-42頁)。

⁹ 同中央協議会は、海外事業の平和的な性格調査に関する総合検討に適する学者に委嘱しようと交渉を進めた。その対象となった学者は、高宮晋(東大、経営学)、山田雄三(東産大、

チ本海外事業カ本来平和的、生産的事業トシテ發展シ来レル一貫セル意見ヲ附シ当局へ提出スル」こととした¹⁰。

III 在外財産補償の要求

1 陳情の準備と補償委員会の設置

以上のような調査を行った中央協議会は、その後陳情の準備を進めた。この陳情を準備するなかで中心的な役割を果たした機構が補償委員会であった。この委員会の組織はすでにふれたように(図1)、補償委員会と補償小委員会として構成されていたが、具体的な組織過程はつぎのようになっていた。すなわち中央協議会理事会が同協議会に「補償委員会ヲ設置シ、各部会内ニソノ小委員会ヲ設」け、「補償委員会ハ各小委員会ヨリ一名ヲ委嘱シ、尚必要ニ応ジ他ヨリ若干委嘱」するかたちで組織していたのである。同委員会は活動の方針として「在外財産ノ戦争並ニ終戦ニ因ル損害ニ対スル補償問題ニ限定、之ニ全力ヲ注グ」ことを、活動の内容として「補償ノ対象トナルベキ損害ノ調査、賠償並問題ニ関連セル諸動向ノ研究、同種官民委員会トノ緊密ナル連繫」をすることを決定した¹¹。この決定に基づいて補償委員会が開催された。そこで、「補償ノ対照(ママ)トスベキ損失ニ関スル調査研究」をする調査班、「賠償及補償ニ関スル内外ノ情報動静輿論ノ調査研究」をする研究班、「外部トノ交渉連絡」をする涉外班、「賠償補償ニ関スル公正ナル輿論ノ喚起」をする宣伝班を組織し、各班に各部会から選出された委員を所属させ業務分担を行った。すなわち、調査班に島正孝(貿易部会、三井物産)、広田藤四郎(金融部会、正金銀行)、水永穀(樺太部会、王子製紙)、田村彦美(満州部会、満州電々)、研究班に大倉恒光(欧米濠印等部会、三菱商事)、外山福男(北支部会、北支那寿鉄)、涉外班に渡辺慶之進(台湾部会、

理論経済学)、鬼塚仁三郎(東産大、金融論)、吉村正(早大、政治学)、飯塚浩二(東大、経済地理)、今野源八郎(東大、交通政策)、川野重任(東大、産業経済)、山本登(慶應、植民政策)であった(『会報』第8号、1946年5月20日)。

¹⁰ 海外事業戦後対策中央協議会『我国海外事業本来の平和的性格並に活動状況調査についての依頼書及び書式』1946年4月。

¹¹ 「第十三回中央協議会理事会」1946年5月24日(『会報』第10号)。

高砂工業)、市川欣二郎(朝鮮部会、日本鉱業)、上月皎(中南支)、宣伝班に林米七(土建部会、西松組)、窪寺勲(煙草部会、東亜煙草)、岩田喜郎(南方部会、昭和護謨)を所属させたのである¹²。

同委員会は会議を重ねるなかで、在外資産の損失額の決定に関する提案を行い、日本と同様の立場に置かれているイタリアの賠償問題、国内企業団体である経団連と経済同友会の戦時補償打切りに対する反対声明、戦時補償に対する世論についての紹介をも行った¹³。そのうえ同委員会は、議会の開会中に陳情書を政府に提出する計画を立てていたが、引揚企業と関連が深い国会議員を各部会から推薦してもらい陳情の効果を高めようとした¹⁴。

¹² 「中央協議会補償委員会、第一回(1946年6月11日)、第二回(1946年6月14日)」(『会報』第13号)。他方、朝鮮事業者会各部会の補償小委員会委員は、森本清(織維部会、鐘工)、市川欣次郎(鉱業、日本鉱業)、斎藤修一(軽金属、朝鮮電工)、松本幸一(窯業、小野田セメント)、島正孝(交易、三井物産)、臼井正治(石炭、生氣嶺鉱業)、島村哲夫(製鉄、日鉄)、大石敬事(製紙林業、王子製紙)、越山(農業、朝鮮興業)、松村正員(水産、大洋漁業)、村上隆造(機械、朝鮮機械)、玉置正治(電気交通、朝鮮電業)が選出されており、当時まで決定されたない部会は、化学、醸造食料品、土木部会であった(『会報』第10号、1946年6月3日)。

¹³ 第三回(1946年6月20日)から第六回(1946年7月25日)までの「中央協議会補償委員会」(『会報』第14号～第18号)。

¹⁴ 『会報』第17号、1946年7月22日。陳情書を提出した後になるが、第十九回中央協議会理事会並第十回同補償委員会(1946年8月15日)において「在外財産補償ノ問題ニ付テ議会関係ヘ諒解ヲ得ル為メ貴衆両院議員中外地ニ『インテレスト』ヲ有スル有志約二十名ヲ選定、來々週水曜、工業俱楽部晩餐会ニ招待懇談ヲ遂グルコトニ内定」(『会報』第22号)し、実際9月2日(月)に各部会の推薦した各政党の貴族院議員12名、衆議院議員15名と懇談会を開催した(「第二十回中央協議会理事会」1946年8月29日<『海外事業戦後対策中央協議会関係』1946年>)。また陳情書を提出した後になるが、中央協議会は各新聞社の関係者、すなわち毎日の経済部長・次長、朝日の政経部長、読売の政経部長・次長、東京の経済部長、政治部長、日本経済の経済部長、編集局次長を招待し、陳情書の要点と在外財産の実状について説明をすることで補償の要求が貫徹できるよう各新聞社の協力を求めた(『会報』第20号、1946年8月12日)。

陳情書の具体的な伝達方式は、「首相、外相、厚相、蔵相、ニハ会長ト共ニ補償委員会第四部(宣伝班：引用者)ノ各委員ガ原文ヲ携行歴訪シテ陳情スルコト新聞社方面及貴衆両院議員全部ニモコノ写ヲ印刷ノ上漏レナク速達ヲ以テ届ケルコトニ決定」¹⁵した。

2 補償の陳情とその根拠としての「不公平」

中央協議会は、以上のような準備をしたうえ政府に陳情書を提出することとなるが、その内容はつぎのとおりである。

「 昭和二十一年七月二十七日

海外事業戦後対策中央協議会

会長 荒川 昌二

| | | |
|-------------|------|----|
| 内閣総理大臣 | 吉田茂 | 閣下 |
| 外務大臣 | 吉田茂 | 閣下 |
| 大蔵大臣 | 石橋湛山 | 閣下 |
| 商工大臣 | 星島二郎 | 閣下 |
| 厚生大臣 | 河合良成 | 閣下 |
| 終戦連絡中央事務局次長 | 白洲次郎 | 閣下 |
| 貴族院議長公爵 | 徳川家正 | 閣下 |
| 衆議院議長 | 樋貝詮三 | 閣下 |
| 内閣書記官長 | 林讓治 | 閣下 |
| 経済安定本部総務長官 | 膳桂之助 | 閣下 |

在外資産ノ国家補償ニ関スル陳情書

下名ハ本会所属ノ全日本海外事業関係商社並ニ其ノ海外勤務者ノ総意ヲ代表シテ在外資産ニ對シ左記理由ニ依リ茲ニ国家補償ヲ懇請申上ゲ政府当局ニ於カレテモ既ニ是レガ実現ニ付キ銳意研究中ノ事トハ推察スルモ更ニ海外事業者ノ実状御確認ノ上右実現ニ付キ特別ノ御配慮ヲ御願ヒ致シ度シ。

一、海外事業ハ内地ノ軍需補償ノ対象タル事業トハ著シク趣キヲ異ニシ之ニ補償ヲ与フル事ハ我国現下ノ政策トシテ喫緊事ナリト考ヘラル。—中略—

¹⁵ 「第十一回中央協議会幹事会並第六回同補償委員会」1946年7月25日『会報』第19号。

- 二、海外事業ガ内地軍需補償□□□セラレー律打切りトナルトキハ經濟界ノ混乱ヲ來スノミナラズ、國民負担ノ不公平ヲ招來シ、政治ニ對スル國民ノ不信賴トナリ、牽イテハ國家再建ニ對スル事業界ノ意欲ヲ滅却セシムル点ガ尠クナイ。一中略—
- 三、巨億ノ在外財産アリタレバコソ国内賠償ニ於テ過酷ナル施設撤去ノ輕減セラルル傾向ハ否定出来ヌ事實デアル。コノ功績アル海外事業ヲ見殺シトシ何等補償ヲモ考慮セザル事ハ國家政策トシテ不当ナルモノト云ハネバナラヌ。一中略—
- 四、海外事業等ニ從事セル引揚者ノ悲慘ナル窮状ヲ□□トキ其ノ補償ノ実状ハ一日モ早クナルヲ必要トスル。一中略—
- 五、海外事業者及引揚者ニ補償ヲ与フトキハ當然デアルトシテ其ノ國家補償ノ方法、評価算定、順位及振合、國家補償ト併セテ何等カノ方法ヲ併用スペキヤ等ニ付官民衆智ヲ蒐メテ迅速ニ対策ヲ決定スルタメ官民合同補償委員会ノ設立ヲ提唱シ度シ。一中略—尚本会構成団体及ソノ代表者名左ノ如シ

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 樺太部会代表理事 | 樺太事業者会会长 沖島錬三 |
| 朝鮮部会代表理事 | 朝鮮事業者会理事長 白石宗城 |
| 台湾部会代表理事 | 台湾事業協会会長 藤山愛一郎 |
| 南洋群島部会代表理事 | 南洋群島関係会社連絡協議会常任理事 江守善六 |
| 滿州部会代表理事 | 滿州関係事業連絡会総代 森照 |
| 北支部会代表理事 | 華友会理事長 □宮合清松 |
| 中南支部会代表理事 | 日華経済協会理事長 内田茂 |
| 南方部会代表理事 | 南方農林協会理事長 田中誠吉 |
| 欧米濠印等部会代表理事 | 横浜正金銀行頭取 高田逸喜 |
| 貿易部会代表理事 | 三井物産株式会社常務取締役 土岐正直 |
| 金融部会代表理事 | 横浜正金銀行頭取 高田逸喜 |
| 土建部会代表理事 | 日本建設工業統制組合 外地対策委員会委員長 清水康雄 |
| 煙草部会代表理事 | 海外煙草業者協議会代表者 長谷川太郎吉 |
| 繊維部会代表理事 | 在華日本紡績同業会理事 白根善一」 ¹⁶ |

以下では陳情書で箇条書きされている各項目の具体的な内容を紹介しながら、同協議会が補償を要求する根拠について検討することとする。第一は、「是等ノ事業ハ所在海外各地

¹⁶ 朝鮮事業者会『在外財産補償要請に関する資料』1946年7月29日。

ノ希望要請又ハ必要ニ応ジ平和且友好裡ニ発展ヲ遂ゲタモノデアルノミナラズ又近年ノ情勢下ニ於テモ必ズシモ軍需的事業ノミ育成セラレタモノト謂ヒ難イ。一中略一製鉄重工業ノ如ク内地ニ在リテコノ軍力増強施設ト解シ得ベキモノモ之ガ当該各地ニ於テハ接収ト同時ニ其儘ニ所在地ノ経済力ト化シ、日本ニ在ル之等事業トハ自ラ相異アルコトヲ思ハネバナラヌ。斯クノ如ク海外事業ニハ多クノ平和的性質及沿革ヲ有スルモノ多キ外又其一上寧口接収国ノ経済力ノ増強トナツテ最早日本ノ軍事力ニハ貢献出来ヌモノデアル」としており、海外事業は戦前において平和的性格を保持し敗戦後には各地域における経済発展に寄与したという点において、残存すると軍事力増強に寄与する国内事業とは相異すると主張している。第二は、「損害負担公平ノ観点ヨリ顧慮スル時亦一律打切ノ不合理ナルコト言ヲ俟タヌ所デアル。蓋シ国内事業ニ於テハ一部軍事的性質ヲ有スルモノノミガ賠償用トシテ撤去セラレ、平和的性質ヲ有スルモノハ温存セラル、ニ反シ、海外事業ニアリテハ、偶々海外ニ資産ヲ有セルタメニ事業ノ性質ニ対スル顧慮ナク、一率(ママ)ニ過酷ナル損害ヲ蒙ラシムルコトヘ政策トシテ当ヲ欠クコト甚シキモノガアル。シカモスル安易ナル施策ヲ選フ結果トシテ生ズル国民負担ノ不公平ハ必ズヤ政治ニ対スル国民ノ不信頼ヲ彌増シテ國家ノ前途ニ暗影ヲ投ズル」としており、国内事業に関しては平和的性格を有する事業を残存させたうえ軍需補償を打ち切るにもかかわらず、海外事業に関しては全ての事業が事实上喪失されたことを考慮せず全面的に軍需補償を打ち切ることは、戦争損害の不公平な負担であると訴えている。第三は、「連合国ノ賠償方針ニ於テハ亞細亞ニ対スル新ナル経済的均衡ノ設定ガ重大ナル一項目トナツテ居ル故ニ若シ巨億ニ達スル在外資産ノ賠償組入レナシトスレバ他ノ亞細亞諸国ニ対スル経済的均衡上日本ノ国内施設ノ撤去ハ更ニ拡大セラリ牽イテハ日本ノ事業縮小、国民生活ノ苦境ハ一段ト強化セラルベキコト疑ヲ容レヌ。換言スレバ国内事業ハ海外事業ノ負担ニ於テ設備ノ温存ヲ許容セラルモノト考フルコトヲ得ベク此意味ニ於テ何等ノ補償モナシトスレバ不当ニ海外事業者ヲ酷視(ママ)スルモノト言ツテモ過言ハナイデアロウ」としており、海外事業が各地域において接収されることによって連合国による日本国内の事業施設に対する撤去が軽減されたことを考えず、海外事業に対して補償を行わないことは不当な待遇であると主張している。第四は、引揚者に対する補償を訴えており、第五は、補償を実現する具体的な組織として官民合同の補償委員会を設立するよう提案している。以上のように同協議会は、引揚企業が国内企業と比べて

「不公平」な戦争犠牲を負担していると主張し、それに対する補償を要求したのである¹⁷。

ここではこうした引揚企業団体の政府に対する補償の要求が、妥当なものであったのかについて考察してみたい。陳情書を提出した後補償の要求をつづけていた中央協議会は、国際法の専門家である横田喜三郎¹⁸を招待し補償の妥当性についての座談会を開催した。そこで彼は、第一次大戦までにおいては「私有財産は不可侵として、相当強く保護されていた」が、第一次世界大戦後に大きな変化が生じた。このときに初めて戦勝国が敗戦国であるドイツの海外私有財産を没収し清算することができるようになった。それは、原則としてドイツ政府から賠償を受けるべきであったから、海外に財産を所有している個人としてはそういう不利益を受けてはならない。したがって、「ドイツ政府が個人に対して賠償を補償しなければならない」、と述べている¹⁹。また鈴木武雄²⁰も、「旧領土内外財産に対する補償の要請」においてつぎのように主張している。「吾人の国際法上今日迄了解し居りたる処に依れば、戦争は国家間の行為であり、その責任は道徳的には兎も角、物質的には、戦犯者等を除き一般国民には及ばず従つてその私有財産には直接影響を及ぼすものでないと信ずる。故に、今次の在外私人財産の没収も、国家賠償の一方法として国家に対し没収せられたものであるから、これによる私人の損失に対しては国家自らが補償

¹⁷ このように中央協議会以外にも、樺太、朝鮮、台湾の三地域の出身企業家(朝鮮事業者会『在外財産補償要請に関する資料』1946年7月29日)、朝鮮事業者会大阪支部繊維工業関連の企業家(『会報』第7号、1946年5月13日)、朝鮮における最大の民間企業であった日本窒素(『会報』第22号、1946年8月26日)が、それぞれの立場から補償の要求を行った。

¹⁸ 横田喜三郎は、座談会が開催された1948年12月には東京大学法学部長であり、国際公法講座を担当していた。その後1957年に国際連合の国際法委員会委員となり、1960年には最高裁判所長官となった(横田喜三郎[1976]『私の一生』東京新聞出版局)。編著書として、横田喜三郎[1950]『日本の講和問題』勁草書房、横田喜三郎・高野雄一編[1970]『国際条約集』新版、有斐閣、などがある。

¹⁹ 海外事業戦後対策中央協議会『横田喜三郎博士に聞く補償問題座談会記録』1948年12月。

²⁰ 周知のように鈴木武雄は、1927年に東京帝国大学経済学部大学院を退学し、翌年京城帝国大学法文学部助教授となり朝鮮で研究活動をつづけた後、敗戦後には引き揚げ1957年には東京大学経済学部の財政学の講義を担当した(鈴木武雄先生還暦記念論文集編集委員会編[1962]『経済成長と財政金融』至誠堂)。

責任を持つことが当然であると言はなければならない」²¹と。このように海外事業戦後対策中央協議会の政府に対する補償の要求が妥当であったことが確認されたが、同協議会の要求に対して政府はどのように対応していたのであろうか。

当時大蔵相であった石橋湛山と、商工相であった星島二郎は、引揚者の補償に対してつぎのように述べている²²。まず石橋湛山は、衆議院予算総会の席上における議員の質問について、「外地資産に対して全面的に補償を行ふことは現在の財政上の状態よりして不可能である。しかし外地に資産を持つてゐた者が内地で事業を始める場合には政府は之に十分の援助を行ふ方針である」。また「在外財産は嚴重な凍結を命ぜられ、日本政府としては何等の方策もとれないが、今後連合軍当局から何等かの解除の途を講じて貰ふ様努力したい。しかし現在でも金融面の援助をすると共に困窮者に対しては援護の手を差しのべてゐる」と答えている²³。つぎに星島二郎は、衆議院商工經濟会法廃止委員会における議員の質問について、「戦争保険金でさへ一定限度で打切りとなる情勢にあるので賠償施設に対する補償も諦めて貰ふといふ考え方もあるが、海外資産や賠償等は平和となつた今日全く氣の毒な犠牲ともいふべきもので、当局としてもこれらに対しては特殊な補償的措置を講ずるやう研究中である」と答えている²⁴。政府は、基本的には各地域において接収された海外財産が「犠牲」にされたものであると考えたため補償しようとし、実際「困窮者」に対しては「援護」措置をとっていた。ただしG H Qの方針²⁵と財政の負担という面を考

²¹ 「旧領土内外財産に対する補償の要請、鈴木武雄稿」(朝鮮事業者会『在外財産補償要請に関する資料』1946年7月29日)。

²² 1949年12月現在、引揚企業や在外財産関係官公庁の管轄部署は、大蔵省の主税局税關部と銀行局特殊金融課、通商産業省の中小企業庁指導部及び振興部、外務省の管理局総務課、総理府の公正取引委員会であった(引揚援護庁編[1950]、注1前掲書、87-8頁)。

²³ 『会報』第20号、1946年8月12日。

²⁴ 『会報』第21号、1946年8月19日。

²⁵ 中央協議会の会長である荒川昌二は、陳情書を提出する前に、G H Qの海外財産の補償に対する方針について「マツク司令部ハ海外事業ニ対シ極メテ冷厳ノ態度ヲ持」っていると判断していた。したがって「政府ヲ刺激シ、建白書ヲ提出シ、要路ニ説明ヲ反復シ、上塚氏寺田氏等有力筋トノ懇談会ヲ開キ、議会ヲ活用スル等ノ諸般ノ方策ハ速ニ手ヲ打ツ」方法で補償の要求を貫徹しようとした(『会報』第16号、1946年7月15日)。また白石宗城

慮すると直ちに全面的補償はできないという考えをもっていた。

3 「補償」に基づく「海外事業の更生転換」の要求

以上のように陳情書を政府に提出した中央協議会は、補償の要求を貫徹させるために具体的な活動を多方面から展開した。そのなかでかたちを変えながらも最終的に実現できた活動が、引揚者更生金融金庫を設立するための活動であった。この金庫の設立案における事業の方針は、「時局ノ要請ニ応ジ海外引揚者(法人ヲ含ム)ガ国内商工業ニ転換又ハ参加シテ更生ヲ図ルニ当り其金融ノ円滑ヲ期スルタメ本金融金庫ヲ設置スルモノ」であり、また具体的な業務は、「資金ノ融通特ニ共助資金又ハ緊急資金ノ貸付」、「債務ノ引受又ハ保証」、「引揚者ニ対スル補償又ハ救済金担保貸付、其ノ代理受領並受領セル金銭ノ寄託ノ引受」、「引揚者ノ参加加入セル無尽講又ハ組合ノ預金ノ受入又ハ之ニ対スル貸付」であった²⁶。政府はこの案に対し対応していたが、同協議会はその対応に対してつぎのような批判を行った。「(われわれ中央協議会は:引用者)本件ハ過般末大蔵省伊藤管理課長ノ説明ニ依リ政府原案ノ大綱ハ判ツタガ次ノ諸点ニ於テ再考ヲ求メル要アルコトニ衆議決定ヲ見タ」が、それはまず「更生金庫案ト補償問題ハ別個ニ取扱フコト」であり、つぎに「更生金庫ハ引揚者ニ対スル単ナル救済金ノ放出ニアラズ飽クマデ更生安定デアル」と。同協議会は、金庫設立に対し「補償」に基づく「海外事業の更生転換」という本来の趣旨とは異なり、「救済」措置の一環として扱おうとする政府の対応について批判したのである²⁷。

しかし、以上のように独自の案をもって金庫を設立をしようとした同協議会の活動内容は、時間の経過につれて変化していった。すなわち同協議会は、金庫案を提示した約1ヶ月後、「海外企業ヲ国内復興事業ニ転換更生セシムル方法ニ付テノ覚(案)」を出したので

朝鮮事業者会理事長は、陳情書を提出した後になるが、安本の第四部長北岡寿一と懇談会を開催したさいに、「海外引揚者ノミヲ対象トシタ施策ハ G H Q デ容認サレナイコト」を朝鮮事業者会理事会の席上で報告している(『会報』第31号、1946年10月26日)。

²⁶ 「第十三回中央協議会幹事会並第十一回同補償委員会」1946年8月22日(『会報』第23号)。

²⁷ 「第二十回中央協議会理事会」1946年9月12日(『会報』第25号)。

ある。この案における事業の方針は「海外企業ノ転換更生ノ為政府ニ於テ積極的誘導」することとなっており、その「転換更生」の促進のため「官民双方ノ組織ヲ確立」することを提示している。つまり同協議会の活動は、政府との合同組織の設立というかたちで実際に実現可能な方向へと変わりつつあったのである²⁸。

4 更生事業推進中央会と更生事業対策協議会の設立

以上のような中央協議会の活動の変化が具体化されたことが更生事業推進中央会と更生事業対策協議会の設立であった。更生事業推進中央会の活動の目的は、「引揚者等が国内企業として更生転換するために産業経済の各分野にわたって当面する各種の障害不利益を除去して均等なる機会を与え且つその企業に関する知識、経験、組織、技術等を活用しもって積極的に産業の復興に参加せしめ、わが国国民経済の再建に寄与する」ことであった。また同会は以上の目的を達成するための事業として、「在外企業の国内転換整理の斡旋指導」、「引揚者等の企業相談ならびに企業計画の審査及びこれに対する資金、資材等の斡旋」、「(引揚：引用者)企業に関する調査、研究立案ならびに経営及び技術の指導」、「在外企業の国内保有財産等の保全管理」を挙げていた。他方、更生事業対策協議会の委員長は経済安定本部第三副長官であり、委員は安本、戦災復興計画院、外務省、大蔵省、商工省、農林省、運輸省、厚生省、引揚援護院の各管轄局の局長または次長で、幹事は各管轄局の課長または課員で構成された。同対策協議会の「在外事業者及引揚者の事業に対する融資の方針」は、「更生事業対策協議会に於て審査可決された事業計画に対する資金融資については其の性質に鑑みて政府の定むる順位にか、わらず特別の考慮を払ふと共に特に全一種目の他の一枚の事業計画に優先して実現を計る」ものであった。そして融資の「審議の方法及手続」は、「(a)更生事業推進中央会に於て厳密に審査した事業計画書を協議会に提出する。(b)協議会は幹事会に於て中央会より説明を聴取して審査する各其の部内に連絡して詳細に事業計画を審査して次の幹事会に其の結果を報告する。融資に關係のある幹事は金融の面より該(マ)事業計画に検討を加へ同じく次の幹事会に其の意見を報告する。(c)幹事会では右の報告に基づいて可決、否決、保留、修正を決定する。(d)右の事業の申

²⁸ 「第二十四回中央協議会理事会(臨時)」1946年10月15日(『会報』第30号)。

請が可決されたときは更生事業対策協議会の名に於て書類を経済安定本部財政金融局に提出する。財政金融局は金融の実施担当機関に右の書類を移牒してその実現を計る」といったものであった²⁹。

以上のように中央協議会は、引揚企業が国内の経済活動に復帰するさいに独自で融資の斡旋ができず政府に承認を受けなければならなかった。つまり同協議会は、実際に実現可能な方向へと活動の内容を変えることによって一定の成果を挙げることはできたが、それは活動の独自性を放棄したからこそ得られた成果であった。

IV 海外再進出の構想

中央協議会の活動は、1948年3月にドレーパー使節団が来日しストライクの賠償案を大幅に緩和するなど、日本に対する連合国の方針が経済力縮小から復興へと大きく変化したこと³⁰を受けて、転換点を迎えるようになった³¹。同時期の状況の変化に関する同協議会の判断について、理事会の状況を伝える『理事会要録』はつぎのように記している。「ドレーパー米陸軍次官の声明に統いてストライク調査団の報告に伴ひ米国対日援助計画の具体化となり対日管理政策上著しき緩和を見られ日本産業の復興援助、賠償負担の軽減、通商並に海外旅行制限緩和、経済力集中排除計画の部分的放棄等多方面特に国際面の展開を見る傾向を招來した。当協議会に於ても之等対日情勢の変化に順応して会の動きに一面の明朗化を齎らすと共に之等情勢に対処する体勢を整える必要も考えられ第十三回理事会に直ちに海外事業の伸展問題を取上げた次第である」と。同協議会は、国際状況の変化について日本企業の海外進出も再開できるようになりつつあると判断していたのである。

同協議会は同上のような状況判断をしたうえ、理事会における具体的な議題として「海外事業推進に関する特別委員会設置の件」を取り上げ、つぎのような見解を示した。すなわち、「本問題に関し先般外務当局と田村・渡部両理事と非公式の懇談をした処、大体意

²⁹ 『会報』第48号、1947年10月6日。この融資は実際に実施されたことが確認される(『要録』第23-6号、1948年4月20日)。

³⁰ 原朗[1993]「戦争賠償問題とアジア」大江志乃夫他編[1993]『近代日本と植民地』第8巻(アジアの冷戦と脱植民地化)岩波書店、272-3頁。

³¹ 「昭和二十三年度第十三回中央協議会理事会」1948年4月8日(『要録』第23-5号)。

見の同一なるものを得た。即ち戦前の如き移民と云ふ形でなく、嘗て邦人が優秀な技術を以て事業を経営した如く今般は技術進出により現地は勿論国際的にも寄与しやうと云ふので、それには嘗て経験した地区より始め戦禍により荒廃した事業を再起せしめる。南米方面も従来相当邦人の技術協力を多とせられて居つたのだが、矢張り極東方面の近い処より順次始めるがよろしかろう³²。従来施設等のない処へ出掛けるより、嘗て邦人経営の優良なりし地区を選ぶべきと思はれる。技術協力の問題は最早抽象的議論の□ではなく具体的に乗出す実施運動の時期に至つて居るので当協議会関係事業者中にも既に一部的には相手民間側と夫々話を進めて居り先ず民間側の地固めを心始めて居る。然乍ら民間側のみの提携では政治的問題や、相手国の真意等を察知するのに困難でもあり、今後民間提携と並行して外務当局に実際情報等を問合せ、相手国の政治的意図などを忌憚なく伝へて貰ふことが必要と思ふ。当局もそれを望んで居り民間進出を□らしめざる様切望して居られる」と。以上のように同協議会は、国際状況の変化に対応しつつ、戦前に海外で活動した経験を活かして戦後における日本企業の海外再進出を主導しようとする活動へと方針を大きく転換したのである³³。

おわりに

³² しかし実際は、東アジアより先に日本政府と東南アジア諸国との個別賠償の協定が成立し、その賠償を支払う過程において日本企業は東アジアより先に東南アジアへ再進出した（小林英夫[1983]『戦後日本資本主義と「東アジア経済圏」』お茶の水書房、末廣昭[1995]「経済再進出への道—日本の対東南アジア政策と開発体制—」中村政則他編『戦後日本：占領と戦後改革』第6巻（戦後改革とその遺産）、岩波書店）。

³³ 最終的に日本の在外財産は、サンフランシスコ講和条約が調印（1951年9月）されることによって、実質的な最大の賠償支払いとして処理されることとなった。このように在外財産を賠償処理したことについて政府にその補償の義務があるのか否かをめぐって議論がつけられたが、結局、法律的義務に基づく措置として在外財産に対する補償措置を講ずるという結論にはいたらず、政策的救済措置として「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」が制定（1967年5月）されることで一応の決着を見た（大蔵省財政史室編[1984]、注6前掲書、468-74, 578-81頁、内閣総理大臣官房管理室[1973]『在外財産問題の処理記録—引揚者特別交付金の支給—』）。

引揚企業団体は、戦前海外で活動し敗戦後在外財産を喪失したため国内で活動していた企業と経営基盤が異なる企業の集団であった。同団体は、在外財産を賠償として処理することは戦争犠牲を国内企業と不公平に負担することであると主張し、補償に基づく事業更生転換を要求した。しかし同団体は、戦争犠牲の不公平な負担という主張については認めつつも、財源の不足と引揚企業だけに対する措置は容認しないというG H Qの方針を根拠としてその要求に応じない政府の救済措置を受け入れざるをえなかった。つまり各引揚企業は、戦争犠牲に対し国内企業と不公平に負担したことについて政府から公式的に認められず、また戦争犠牲を不公平に負担することによって国内企業と経営基盤が異なるという主張を放棄したからこそ国内の経済活動に復帰することができたのである。